

電気通信紛争処理委員会（第138回）議事録

1 日時

平成25年12月10日（火）午前10時00分から午前11時01分まで

2 場所

第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者(敬称略)

(1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、
山本 和彦（以上5名）

(2) 特別委員

荒井 耕、近藤 夏、白井 宏、若林 亜理砂（以上4名）

(3) 総務省

上川 陽子 総務副大臣、桜井 俊 総務審議官、鈴木 茂樹 官房総括審議官

(4) 総務省(総合通信基盤局)

吉良 裕臣 総合通信基盤局長、安藤 友裕 電気通信事業部長、
富永 昌彦 電波部長、柴崎 哲也 電気通信事業部事業政策課企画官

(5) 事務局

武田 博之 事務局長、川村 一郎 参事官、佐々木 洋 紛争処理調査官

4 議題及び議事概要

(1) 委員長の選任及び委員長代理の選任【公開】

委員の互選により中山委員が委員長に選任された。また、荒川委員が委員長代理に選任された。

(2) 上川総務副大臣の挨拶【公開】

上川総務副大臣から挨拶が行われた。

(3) 新委員長の挨拶【公開】

中山委員長から挨拶が行われた。

(4) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について【公開】

委員5名及び特別委員8名の全員が、委員会のあっせん委員及び仲裁委員の対象者として指定された。

(5) 電気通信事業分野における競争状況の評価について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

電気通信事業分野における競争状況の評価について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

(6) あっせん事案について【非公開】

あっせん事案について 事務局から報告を受けた。

- ※ 議題(6)については、会議を公開することにより、当事者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

5 議事内容

<開会【公開】>

【武田事務局長】 皆さんおはようございます。本日は大変お忙しいところ、また足元の悪い中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから第138回電気通信紛争処理委員会を開催致します。本日は委員改選後初めての会合となりますので、委員長が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

<委員等の自己紹介【公開】>

【武田事務局長】 それでは、委員及び特別委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に配付しております資料1、「委員及び特別委員名簿」に記載した順に御紹介申し上げますので、お名前をお呼び致しましたら一言ごあいさつをお願い致します。

まず委員の先生方です。荒川薫委員でございます。

【荒川委員】 明治大学の荒川でございます。今回、2期目を務めさせていただきます。専門は情報通信工学で、特に画像とか音声信号の処理をしておりますが、この電気通信紛争処理委員会で、従来の技術の枠を超えていろいろな問題に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【武田事務局長】 ありがとうございます。小野武美委員でございます。

【小野委員】 東京経済大学の小野と申します。これまで6年間特別委員を務めておりまして、今回新たに委員を拝命したことになります。今までもあっせん等にかかわったことがあるんですけども、今後とも微力ではありますが、当委員会の社会的機能を果たせるように頑張っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【武田事務局長】 ありがとうございます。中山隆夫委員でございます。

【中山委員】 中山隆夫でございます。昭和49年に裁判官に任官してから39年6か月間裁判官生活を行い、この10月10日に福岡高裁長官を最後に定年退官致しました。

こちらの分野は決して詳しいわけではございませんけれども、懸命に勉強して務めを果たしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【武田事務局長】 ありがとうございます。平沢郁子委員でございます。

【平沢委員】 平沢郁子でございます。弁護士でございます。前任の渚上玲子委員よりこの仕事については聞いておりますが、電気通信の問題について詳しいわけではございませんので、皆様の教をいただきながら、今まで25年間弁護士として紛争解決に取り組んできた経験を生かしてつつがなく進めさせていただければと思っております。よろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。山本和彦委員でございます。

【山本委員】 一橋大学の山本でございます。私は2期目でございます。専門は民事訴訟法、最近では裁判外での紛争解決手続、まさにこの委員会の任務でありますけれども、ADRと言われるような分野にも興味を持って勉強しております。1期目、何件か実際のあっせん等の案件をさせていただきまして、なかなか難しい仕事だということはよく分かっております。専門分野についての十分な知識もありませんが、勉強しながら精いっぱい務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。続きまして特別委員の先生方でございます。荒井耕特別委員でございます。

【荒井特別委員】 一橋大学の荒井と申します。今回新任でして、この分野に詳しいわけではありません。私の専門は管理会計で、中でもずっと医療機関の原価計算、管理会計をやってきました。今回初めてですので、この領域、電気通信には詳しくないんですけれども、原価計算その他で貢献できればと思っています。業界のことにしましてはこれから勉強させていただこうと思っております。よろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。近藤夏特別委員でございます。

【近藤特別委員】 弁護士の近藤でございます。よろしくお願い致します。私も2期目でございますけれども、弁護士の業務では著作権と倒産法、医療過誤等、いろんな分野を扱っておりますが、電気通信紛争処理委員会にしましてはいろいろ勉強させていただきながら、あっせん等に携わっていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。白井宏特別委員でございます。

【白井特別委員】 中央大学理工学部の白井と申します。私は特別委員をしばらく続けさせていただいておりまして、専門については電波の伝搬とか、理論の解析等に從事して

おります。また今期拝命させていただくことになりましたので、お力になればと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。若林亜理砂特別委員でございます。

【若林（亜）特別委員】 駒澤大学の若林と申します。私の専門は、法律学の中でも独禁法、競争法と言われる分野でございます。近年規制と競争の関係なども興味を持って勉強しております。拝命当初のころから比べましても委員会の所掌範囲も広がっていますし、技術もどんどん進んでいるということで、勉強することばかりなんですけれども、少しずついろいろお聞きしながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

【武田事務局長】 ありがとうございます。また本日、所用のため御欠席ですが、加藤寧特別委員、小塚荘一郎特別委員、森由美子特別委員、若林和子特別委員がそれぞれ就任されております。

続きまして総務省側の出席者を紹介させていただきます。上川総務副大臣でございます。

【上川総務副大臣】 よろしくどうぞお願い致します。

【武田事務局長】 桜井総務審議官でございます。

【桜井総務審議官】 よろしくお願い申し上げます。

【武田事務局長】 吉良総合通信基盤局長でございます。

【吉良総合通信基盤局長】 よろしくお願ひします。

【武田事務局長】 鈴木官房総括審議官でございます。

【鈴木総括審議官】 よろしくお願ひ致します。

【武田事務局長】 安藤電気通信事業部長でございます。

【安藤電気通信事業部長】 よろしくお願ひ致します。

【武田事務局長】 富永電波部長でございます。

【富永電波部長】 よろしくお願ひ致します。

【武田事務局長】 続きまして事務局でございます。事務局長の武田でございます。よろしくお願ひします。同じく、川村参事官でございます。

【川村参事官】 よろしくお願ひ致します。

【武田事務局長】 佐々木調査官でございます。

【佐々木紛争処理調査官】 よろしくお願ひ致します。

【武田事務局長】 以上でございます。何とぞよろしくお願ひ致します。

＜議題（１）委員長の選任及び委員長代理の選任【公開】＞

【武田事務局長】 それでは議事を進めさせていただきます。本日は委員５名中５名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日は特別委員４名の方にも御出席いただいております。本日の会議は、一部非公開で開催致します。

それでは、議題１の「委員長及び委員長代理の選任」をお願いしたいと存じます。

まず委員長の選任ですが、電気通信事業法第１４６条第１項におきまして、「委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する」こととなっておりますので、どうぞ委員の皆様方から御推薦がございましたら、お願い致します。山本委員、お願い致します。

【山本委員】 私は中山委員に委員長をお引き受けいただきたいと存じます。中山委員は福岡高等裁判所長官など、裁判所の要職を歴任され、これまで様々な紛争の解決に活躍されてこられました。私はこの委員会を何年か経験しましたが、もちろん委員会を進めるに当たって法律的な、あるいは会計的な、技術的な知識が必要であります。何よりも中立公正さ、あるいはバランス感覚が非常に重要な委員会ではないかと認識しております。その点で、長年にわたり裁判官として活躍してこられた中山委員が委員長に御適任ではないかと考える次第であります。是非今までの豊富な御経験と、卓越した御見識をもって本委員会の電気通信紛争処理の業務を指揮していただければと、個人的には思っております。そういう意味で委員長に中山委員を御推薦申し上げたいと思います。以上です。

【武田事務局長】 ただいま、山本委員から中山委員を委員長にとの御推薦がございました。委員の皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【武田事務局長】 それでは、皆様方の御賛同をいただきましたので、中山委員に委員長をお願いしたいと存じます。中山委員長、どうぞ委員長席にお移りください。

それではこれからの議事は中山委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

【中山委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました中山でございます。存分なことができるかどうか分かりませんが、よろしく願い申し上げます。

座って失礼致しますが、早速お手元の議事次第に従い、進めてまいりたいと存じます。

まず、「委員長代理の選任」でございますが、私が委員長として職務が行えないときに代理をお願いする委員長代理を決めたいと存じます。電気通信事業法第１４６条第３項の規定により、委員会は、あらかじめ委員長代理を定めておかなければならないこととなって

おります。この委員長代理の選任でございますけれども、電気通信分野の紛争を見た場合、私自身は文系でございますので、バランスという意味合いからも技術的な問題が論点になることも多いところでもありますから、情報通信工学に幅広い見識をお持ちの荒川委員にお願いしてはいかがかと存じますが、委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中山委員長】 よろしゅうございますか。それでは荒川委員、お願いできますでしょうか。

【荒川委員】 はい、よろしくお願い致します。

【中山委員長】 横を向いて審議するのなかなか難しいなと思いましたが、それでは荒川委員を委員長代理として選任させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

<議題(2) 上川総務副大臣の挨拶【公開】>

【中山委員長】 それでは、一応の陣容が整いましたところで、次に上川総務副大臣からごあいさつを頂戴したく存じます。上川総務副大臣、よろしくお願い申し上げます。

【上川総務副大臣】 ただいま御紹介を賜りました総務副大臣の上川陽子でございます。今日は電気通信紛争処理委員会、138回ということで、開催されました。一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。ただいま中山隆夫委員が委員長という形で皆様の互選で選任されたということ、また荒川委員が委員長代理としてその職に当たられるということでございます。委員長・委員長代理を中心に、委員の先生方におかれましては今後起こるであろう様々な紛争案件に対しまして、中立公正で的確な審議をいただきたいと改めてお願い申し上げます。

そもそもこの委員会でございますけれども、電気通信サービスの高度化・多様化に伴いまして紛争事案が増大してきている、また複雑化していることに伴いまして、電気通信事業者間の紛争を公正かつ迅速に処理することを目的に、総務省の許認可部門とは独立した専門組織、第三者機関として平成13年11月30日に設立致しました。これまでに60件のあっせん事案、そして電気通信に関する紛争処理の迅速かつ適正な解決に大いなる寄与をしていただいたものと思っております。また、競争ルールの改善に関する勧告につき

ましては、これまでに3件、またブロードバンドサービスの競争促進、そしてモバイル通信料金の低廉化など、電気通信分野における競争環境の整備に多大なる貢献をしていただいたものと考えております。さらに一昨年の6月からは、ケーブルテレビ事業者によります地上テレビジョン放送の再放送に関する紛争につきましてもこの委員会で取り扱っていただくことになりまして、既に幾つかの紛争事案を解決していただいたということで、大変貴重な御審議をいただいたものと承知しているところでございます。

電気通信紛争処理委員会、今申し上げましたとおり独立の第三者機関として、事業者が紛争の相手方と対等な立場で自己の主張を行う機会を保証することによりまして、新規参入事業者や小規模事業者の事業展開を後押しする役割も果たしてこられました。

委員の皆様方におかれましては、ますます複雑化、多様化する紛争の処理に当たりまして、大変な御苦勞をおかけすることになるかと思っておりますけれども、我が国のICTの分野のさらなる発展のためにも、この電気通信紛争処理委員会の適切なる活動が最大の貢献を果たしていただけるものと確信しております。是非とも、中山委員長を中心に今後ともよろしく御審議いただけますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきますと存じます。よろしくどうぞ、お願い致します。

【中山委員長】 ありがとうございます。ごあいさつを頂戴し、改めて責務の重さを皆で痛感したところであります。上川総務副大臣は、ここで御公務のため御退席されます。副大臣には御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

【上川総務副大臣】 ありがとうございます。

<議題(3) 新委員長の挨拶【公開】>

【中山委員長】 それでは議事を進めさせていただきますが、次に、議題3の新委員長のあいさつになりますので、一言ごあいさつ申し上げます。座ったままでよろしゅうございますでしょうか。

先に御退任された坂庭前委員長の後を受けて、委員長に選任されました中山でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

これまで坂庭前委員長を初め、委員・特別委員の皆様のご御尽力により数多くの紛争事案を解決し、電気通信分野の発展に貢献してきた本委員会の委員長をお引き受けすることになり、身の引き締まる思いが致します。

電気通信分野は、技術革新と競争環境の進展が著しい分野であり、サービスの高度化・多様化が一層進んできております。これに伴い紛争事案も増大、かつ複雑・困難化してきておりますが、そのような中で本委員会は、電気通信事業者間の紛争処理を専門的に扱う機関として、紛争事案の公正かつ迅速、円滑な処理を図ることが求められています。加えて、平成23年6月から、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者間の紛争が新たにあっせん仲裁の対象にされるなど、委員会の果たす役割はますます大きくなってきているように思われます。

こうした状況の下で、紛争事案を公正かつ迅速、円滑に処理するためには、委員会としても電気通信分野の競争環境や関連する技術の状況、政策の動向などの必要な知識を蓄積することにより、さらなる専門性の向上に努めることが重要であります。最新の情報の収集を今後十分に行ってまいりたいと存じます。

また、類似の紛争の発生を未然に防止するため、過去に委員会で取り扱いました紛争事例に関する情報をウェブサイトや相談窓口を通じて情報提供するなどの取組も積極的に行っていく必要があるように存じます。また、委員会の機能を存分に発揮させるためにも、委員会の認知度の向上や紛争処理における事務手続の改善などにも力を入れてまいりたいと思います。

総務省におかれましては、これまでも、委員会における紛争処理の手続を円滑に行うために、様々な点で御尽力をいただいておりますと伺っておりますが、引き続き委員会の運営を適切にサポートしていただけますよう、御協力方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

<議題（４）あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】>

【中山委員長】 それでは次に議題４の「あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定」に入ります。事務局から説明をお願いしたいと思います。

【川村参事官】 お手元の資料２－１及び資料２－２を御覧いただきたいと思います。

まず資料２－２でございますけれども、あっせんにつきましては、電気通信事業法の第154条第3項に、委員会によるあっせんは、委員会があらかじめ指定する委員会の委員その他の職員のうちから委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行うことが規定されております。

また仲裁につきましても、電気通信事業法第155条第3項に同様の規定がございます。

あっせん委員又は仲裁委員は委員会の委員、その他の職員となつてございまして、その他の職員というのは特別委員を指してございます。したがいまして、委員及び特別委員の中から、事案ごとに指名するものがあっせん・仲裁を担当いただくということでございまして、その個別事案を担当できる方をあらかじめ委員会として指定しておくものでございます。

また、電気通信紛争処理委員会令の第7条に、委員会は委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならないと規定されてございます。

次に資料2-1でございしますが、委員会の委員等の名簿という形式になってございしますが、今回委員5名、特別委員8名が任命されましたので、全員のお名前等を挙げさせていただいております。同様の形式で、今後総務省のウェブサイトにも掲載させていただくこととしたいと存じます。従来から、これにつきましては、委員全員、それから特別委員の全員を指定しておりますので、今回も新たに任命されました委員全員、それから特別委員全員を指定してはどうかと考えてございます。

このことにつきまして御審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

【中山委員長】 それではただいま事務局の川村参事官から御説明がありましたけれども、説明について御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

ないようでしたら、本件につきましては、幅広い紛争に適時に対応できるようにするという観点からも全員を指定することとしたいと存じますが、いかがでございませうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【中山委員長】 それでは、あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定については、5名の委員、8名の特別委員を指定することと致します。以上で議題4を終了させていただきます。

(柴崎企画官入室)

<議題(5) 電気通信事業分野における競争状況の評価について【公開】>

【中山委員長】 それでは次に、議題5の「電気通信事業分野における競争状況の評価

について」でございます。本件につきましては、総務省総合通信基盤局事業政策課柴崎企画官から御説明をいただくことになっております。柴崎企画官、よろしくお願い申し上げます。

【柴崎企画官】 総合通信基盤局で市場の分析評価を担当しております柴崎と申します。座ったままの説明で失礼致します。資料3を御覧いただきたいと思っております。

本日、電気通信事業分野における競争状況の評価ということでテーマをいただいております。まず、こちらは一般的には省略して、単に「競争評価」と呼んでおり、2003年以来毎年実施しているものでございます。

1 ページに本日の目次を示しておりますので、御確認いただきたいのですが、大きく3点に分けてお話を進めてまいりたいと思っております。まず、競争評価とは何かという説明から始めまして、次に、直近の成果物である「競争評価2012」の結果についての御報告、そして最後に2013年度の課題ということで、本年度分も既に評価を開始しておりますので、その概略について御説明したいと思っております。

2 ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが競争評価の概要で、どういった経緯で始まったのかを御説明したものでございます。先ほど上川副大臣から平成13年、2001年に紛争処理委員会が設置されたというお話がございましたけれども、それから遅れること2年の2003年に電気通信事業法の大改正が行われまして、大幅な規制緩和が行われたところでございます。その結果、それまでの事前規制から事後チェック型の規制に行政のスタイルの転換が図られ、その転換に合わせて市場をじっくりと分析して動向を的確に把握することが必要になったということで、競争評価の制度が始まった次第でございます。この競争評価の結果は政策立案の基礎データとして行政立案に活用されており、同ページの下部にイメージ図を示しております。1年間のPDCAサイクルによる競争評価を実施致しまして、最終的に必要なものについては政策に反映していく形で進めているものです。

3 ページを御覧いただきたいと思っております。競争評価の内容につきましては非常に客観性や中立性が求められるということで、情報通信の中身だけに通じれば良いというものではなく、ほかの業界とのバランス等も考慮して、客観性、中立性の観点から各分野の専門家の方々からアドバイス、助言をいただいております。そういう意味で競争評価アドバイザリーボードという会合を定期的に設けておりまして、今、各分野と申し上げましたけれども、主に経済学や経済法、特に独占禁止法の分野、そしてその他の分野の先生方も含めて

御助言をいただいています。先生方の御専門分野を書かせていただいているとおりで、4名、3名、2名といった形でバランスをとっているところでございます。

続きまして競争評価2012です。これは今年の9月に公表されたものですが、その概略について御説明したいと思います。4ページが中表紙になりますので、5ページを御覧下さい。「競争評価2012における市場画定」と書いてございますが、電気通信分野市場と申しましても非常に範囲が広いということでございまして、市場を利用者の目的や属性に応じて分類した上で、各市場における動向を詳しく見ていくというスタイルをとっております。こちらに主な4つの市場を挙げさせていただいております。右下を御覧いただくのが一番分かりやすいかと思っておりますけれども、伝統的な音声の固定の電話市場、固定音声市場、固定電話市場といったものでございます。

右上を御覧いただくと、こちらがいわゆる固定系のインターネット市場、あるいは固定系ブロードバンド市場とも呼んでおりますけれども、家庭でのインターネット等の利用の動向をうかがうものです。

左側が移動系の通信市場でございまして、こちらにつきましてもデータ通信と音声进行分类した上で、4市場を定義して分析しております。この市場の画定というアプローチは、独占禁止法ないし公正取引委員会で伝統的に使われる手法でございまして、競争状況を評価する上での最初のステップになります。

6ページを御覧いただきたいと思っております。競争評価2012の概要として、主な特徴を書いております。まず概要といたしまして、定点的評価と戦略的評価を分けて書いておりますが、定点的評価と申しますのは、毎年継続的にデータの追跡調査をしていく項目でございまして。戦略的評価というのはそのときどきのトピックについて、特集的に取り上げて分析していく項目でございまして。

競争評価2012では、定点的評価として、特に移動系超高速ブロードバンド市場を取り上げました。これはいわゆるLTEサービス、ドコモで申しますとXi（クロッシィ）ですとか、KDDIですと4GLTEとか、ソフトバンクの4GLTEといった超高速の通信サービスですけれども、そういった速度の速い無線通信が急速に普及してきたということで、一つの市場を立てて分析しております。

また、競争評価については、ともすれば供給側の情報の分析に偏る傾向があるのですが、本来は利用者がどう考えるかという部分が非常に重要であり、通信料金の動向とか、これは通信速度に代表されるサービスの品質、あるいは、サービスを変更するに当たってどれ

だけのコストがかかるかといったサービスの変更コスト等の利用者側の情報も拡充し、分析を行いました。

そして、戦略的評価といたしましては、市場間の連携サービスの利用動向、あるいはMVNOの事業環境等について分析を行っているところでございます。

さて、5ページに戻っていただきまして、今申し上げた内容を一部触れております。5ページの図の中で、移動系超高速ブロードバンド市場を、移動系のデータ通信市場の中の一部ということを取り上げております。

ただいま、戦略的評価として市場間の連携サービスを申し上げましたが、これは4市場で区切った場合にそれぞれ全部にまたがるようなサービスということです。代表例と致しましては、毎日コマースで流れている「auスマートバリュー」という商品がございます。こちらはauの電話とインターネットとスマートフォンを全部利用した上で割引が受けられるサービスでございまして、こういった市場間をまたぐようなサービスが新たに出てきているということで分析の対象に加えております。

6ページにお戻りいただきたいと思っております。競争評価2012のスケジュールと書いてございますが、毎年10月ごろから分析を開始致しまして、9月に成果物を得るというスケジュールで進めております。この間にアドバイザリーボードを開催致しますとともに、意見公募ということでパブリックコメントを実施した上で、最終的な成果物を公表することになっております。

7ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど市場の画定が分析の第1ステップと申し上げましたが、第2のステップとしまして、市場の規模感を押さえることが必要となります。資料では移動系通信市場と書いてありますが、移動系通信市場と申しますのはいわゆる携帯電話のほか、PHS、そしてBWAといったものを合わせた数字でございまして、これらを合わせますと契約数は約1.5億件で、増加傾向が続いております。

近年の増加の背景といたしまして2つ程書いておりますけれども、一つは超高速ブロードバンドサービスが広がりを見せているということを指摘しています右側のグラフを御覧いただきますと一目瞭然かと存じますが、この赤い3.9GないしLTEと呼ばれている部分が増えている、またそれと裏表の関係になりますけれども、データ通信専用端末ということで、iPadとかNEXUSとかのタブレット端末が急速に広がっておりまして、携帯に加えてタブレットを持つという、いわゆる2台持ちという傾向が広がっておりまして、全体として数の増加が続いていると考えているところでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。今申し上げたのは移動系の通信市場でしたが、こちらは固定系の通信市場の中の、特にブロードバンドでございます。規模感といたしまして、先ほど移動系通信市場で約1.5億件と申しましたが、固定系ブロードバンド市場はそれと比べると大分少なく、世帯等がベースで約3,500万件という利用動向となっており、またこのグラフを御覧いただきますと近年は成長が鈍化傾向にあるということでございます。

ただ、この固定系ブロードバンドの中身を見てまいりますと、大きなものといたしましてはいわゆる光ファイバーのFTTHとその他のものに分けられますが、FTTHにつきましては、比較的この中ではまだ伸びが継続しているということでございます。

それとは対照的なのがDSLサービスでございます、グラフで申しますとこの青い線になります。2008年ごろにはDSLがFTTHよりも数が多かったのですが、年々低下致しまして、今では500万程度という状況でございます。

9 ページを御覧いただきたいと思います。今、市場の規模感を御確認いただきましたので、次に事業者別のシェアを御覧いただきたいと思います。

左側が移動系の携帯・PHSの事業者別シェア、右側が固定系ブロードバンドサービスのシェアになっておりますが、それぞれ競争評価の中で一番重要視されるのは、周囲の事業者がどの程度市場シェアを押さえているかという点でございます、移動系につきましてはNTTドコモが最大のシェアを持っており、現在も40%超のシェアを維持している状況でございます。

ただし、こちらのグラフを御覧いただきますと、NTTドコモは毎年シェアを低下させておりまして、10年前と比べますと10ポイント以上シェアを落としております。また現在もシェアの低下が継続している状況でございます。

固定系ブロードバンドにつきましては、NTT東西のシェアの有り様が重要になりますが、こちらは現在は50%超を維持しており、数値は大きいものの、このシェア自体には近年は大きな変化はなく、安定的に推移していると考えております。

10 ページを御覧いただきたいと思います。今事業者別シェアを見てまいりましたが、これらの要素を最終的に指数化して分析する手法が、公正取引委員会等の伝統的なアプローチでございます、本競争評価でもそれを踏襲して、今見てまいりました市場シェアを最終的にHHI、ハーフィンダール・ハーシュマン指数と申しますけれども、こういった指数で表しております。この指数は、右下に説明を書いておりますが、先ほどの事業者の

市場シェアをそれぞれ二乗して全部足し合わせる過程を経まして算出しているものです。例えば1社で100%の市場シェアを握っていますとHHIは1万となります。無数に小さな事業者がいる状況になりますと、限りなくゼロに近くなるということでございます。

こちらの結果として、偶然ではございますけれども、携帯、PHS、固定系ブロードバンド共に3,200程度という結果が12年度末の最終の数値になっております。

これがどの程度の大きさかということですが、例えば公正取引委員会などでは一つの閾値として2,500という数値基準を合併審査等で用いている場合がございますが、例えば2,500であれば25%のシェアを有する事業者が4社あることになりまして、25掛ける25掛ける4で2,500になるわけでございます。それと比べますと3,200は高いということで、依然として注視していく必要はあると考えておりますけれども、電気通信市場はもとより公益産業として独占性が強い中で、相対的にこの2市場につきましては競争が進んでいるという見方もできるかと思えます。

比較のために、上に参考として固定電話のデータを載せておりますけれども、こちらを御覧いただきますと、低下こそしているものの依然として6,000という非常に高い数値になっております。そのデータと比べますとこの2市場においては低いという見方ができるかと思えます。

11ページを御覧いただきたいと思えます。一つの特集といたしまして、戦略的評価の一つとしてMVNOを取り上げたところでございます。MVNOとは何かについては右下に説明を書いておりますが、いわゆる携帯電話事業者等から回線設備を借り受けまして、自らは設備を持たずに電気通信事業を営んでいる事業者ということですが。このような例えば、基地局とか周波数の割り当てを受けずに自らサービスを営んでいる事業者が実はかなりの数おりまして、その契約数もかなりの数に上っているところでございます。その数をこちらに書いておりますけれども、年々増加しており、今回は1,000万を超えたということでございます。

ただし、「MNOでもあるMVNO」と申しまして、この中には携帯電話会社同士の回線の貸し借りも含まれている部分がございますが、この数が多いと必ずしも新規参入の事業者が活発にシェアをとっている状況ではないという見方もできるところでございます。

12ページを御覧いただきたいと思えます。このMVNOという事業者がどういった契約数の分布に置かれているかでございますが、御覧いただきますと非常に契約数の少ない事業者が多いという見方ができまして、例えば平均契約数である3万を超えている事業者

も三十数社しかないことがアンケート結果で分かったところでございます。

先ほど申し上げた従来の事業者、NTTドコモとか、KDDIとか、ソフトバンクの契約数は、例えばドコモであれば6,000万を超えておりますし、KDDIやソフトバンクについては3,000万を超えておりますので、平均契約数で見ると1,000分の1以下ということで、非常に小さいという見方ができます。

また、MVNOがどのようなサービスを営んでいるのかについては、右側に書いてございます。料金と、サービスの品質、特に利用可能なデータ量の上限を基準に分類しますと、資料のとおり、非常に低いサービスのものを低料金で提供しているのが典型的なMVNOのサービスということができると思います。

このようなMVNOのサービスについては、最近いわゆる移動系の通信事業者、携帯電話会社が非常に巨大化しているのではないかとの指摘があり、そのような事業者から回線等の提供を受けているMVNOについても実態把握が必要であるとの観点から、先般総務省への報告規則の改正を実施いたしまして、一部の事業者については報告を義務付けたところでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。こうした分析の結果の評価の結果でございまして、最終的には定性的な評価を文章で書いておりますが、先ほど申し上げたとおり、市場競争においては、首位の事業者か誰でどの位のシェアを占めているかが最も重要な要素となるところであり、例えば移動系データ通信市場におきましては、NTTドコモが単独で市場支配力を実際に行使する可能性は低いという結果としております。こうした動向は毎年変わるものではございませんので、利用者情報といえますか、市場動向により目を向けて、例えば、この評価の30では、利用者情報を分析した結果として、例えばデータ通信サービスの通信速度等、分かりやすい情報提供を行うべきだとか、あるいは料金面で複雑さを回避すべきだということを提言しているところでございます。

固定系ブロードバンドにつきましても同様でございしますが、NTT東西が単独で市場支配力を行使する地位にはあるものの、市場支配力を行使する可能性は低いといった結論を示しているところでございます。以上が競争評価2012の説明でございます。

続きまして2013年度の課題を御説明したいと思います。15ページを御覧いただきたいと思います。こちらは本年の10月からスタートしたばかりの、現在取り組んでいる最新の競争評価に関するものですが、2013年度版のポイントということで、今どういう状況にあるか、進捗状況を書かせていただいております。先週12月6日には、電気通

信分野における競争状況の評価に関する実施細目ということで、今年度こういった取組を行っていくかを公表したところでございます。

なお、競争評価2013の実施細目その中身ですが、内容は例年どおり戦略的評価と定点的評価に分けた上で、戦略的評価の一つとしまして、企業グループにおける連携サービスを取り上げる予定です。先程、移動系通信事業者としては3つほど大きな会社があると申し上げました。最近はこの3つの大きな事業者がそれぞれ4位以下の事業者を系列化する動向が見られます。またその系列化した各社が連携サービスを提供していく傾向がより強くなっているのではないかと、これを取り上げております。

2つ目といたしましては地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスについてです。超高速ブロードバンドの普及は長年の総務省の重要政策のひとつですが、その展開が進んでいく中で、地域による格差、差異が出てきているということで、そういった状況を分析の対象にしているということでございます。

定点的評価といたしましては、企業グループ単位での競争状況の分析のほか、周波数の保有状況を分析指標に加えるといったことを取り上げているところです。

16ページを御覧いただきたいと思います。戦略的評価の中で申し上げた企業グループの話とかかわるわけですが、国内通信業界の変遷ということで、昭和60年にNTTの民営化が行われ、電気通信事業法が施行されて、自由競争となったわけですが、それ以来非常にたくさんの事業者が市場に参入してきたことがございます。現在はどうかというところの3つのグループに収斂されてきておりまして、とりわけ平成25年度の4月にそれぞれ取り込まれた子会社が連結子会社化されるということで、グループ化がかなり鮮明となっている状況にございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。具体例といたしましてKDDIがJ:COMを、ソフトバンクがイー・アクセス、ウィルコムなどをと書いておりますが、そのように電気通信事業者のグループ化の動きが顕著になっていること、そしてそのグループ内のネットワークの相互利用ですとか、商品サービスのセット販売的な差別化が行われているということで、このようなテーマを取り上げております。

右下に「auスマートバリュー」という、KDDIがJ:COM等々と提供している携帯と固定のセットの商品がございまして、このような動向ということで、このグラフを御覧いただきますとかなり急速に増加していることがお分かりいただけるかと存じます。

18ページを御覧いただきたいと思います。もう一つの戦略的評価のテーマでございます地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況ということで、地域ブロックと申しますのは何々地方という大きな単位での地方ですけれども、そういった地方別に先ほどのHHIという指数をとった場合、例えば東北と近畿地方を比較致しますと倍近い差異が見られるということで、かなり地域間の格差がある。またその中身ですけれども、当然サービスを提供している事業者の違いがあるわけですが、例えば東北であればNTT東西のシェアが非常に高いことが大きなトレンドとして見られます。近畿地方におきましては電力系事業者のシェアが高いということで、設備面での競争が活発という特徴がございます。

19ページを御覧いただきたいと思います。超高速ブロードバンドサービスの整備ないしその普及は非常に重要な政策として掲げているところです。これは固定によって普及されるべきというのがまず第1ですが、それに加えて、近年移動系の超高速ブロードバンドのサービス利用者数が非常に増加している。また、移動系の通信サービスの品質が向上していることもありまして、こちらでは両方の数字を載せております。こちらは参考になりますけれども、移動系が固定系を初めて上回ったということで、近年では固定系のブロードバンドを持たない単身世帯も増えているようですので、両者を合わせて分析の対象としていく必要があると考えているところです。

20ページを御覧いただきたいと思います。今まで2013年度の戦略的評価の特徴を御説明致しましたが、定点的評価につきましてどういったことが加わったかを説明したのがこちらの一覧表でございます。この赤字の部分が大きな変更点でございます。新たなデータといたしまして企業グループ単位での競争状況ですとか、周波数の保有状況といったものを取り上げるのが大きな特徴となっております。

21ページを御覧いただきたいと思います。周波数の保有状況ということをお願いしたので、補足のためにイメージ図を設けております。21ページの左側の図は周波数の割り当て状況をお示ししたものでございます。黒い太枠の中が、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルといった個別の会社に割り当てられている周波数でございます。さらのこの色付きの部分は、それぞれの系列会社と申しますか、一部は子会社となっておりますけれども、それを合わせたものでございまして、そうしますと状況が変わってくる。例えば個別の社で見た場合は明らかにNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの順になるわけですけれども、グループ単位で見た場合、全くそれとは違った順位になるという見方

ができるわけです。

右側は御参考までに、それぞれに対応した契約数を示しているところでございます。例えば、電波の世界では周波数の逼迫度という言葉がございますけれども、この左側のデータを右側で割り込めば周波数がどのくらい逼迫しているか、混雑状況が分かるという見方ができます。

最後に22ページを御覧いただきたいと思います。これまで記載されているような分析評価を実施してまいりましたが、2014年、来年は非常に重要な年になると考えております。こちらに書いておりますとおり、来年は制度改正、制度見直しの年に当たるということです。

背景といたしまして、2点が下半分に書いてありますが、まず一つは2011年に施行されました電気通信事業法・NTT法の改正法がございまして、その中で施行後3年を目途とした検証を行う、場合によっては必要な措置を講ずることが書かれております。

また、安倍新政権がございまして、日本再興戦略が本年6月に決定されたところでございまして、その中で料金低廉化、サービス多様化のための競争政策の見直しということで、来年中、2014年中に一定の方向性を得ると書いております。この中身については現在担当の部署で検討をしておりますので、現時点では申し上げる中身はございませんけれども、例えば1年後には一定の方向性が出ているのではないかと思います。

ということで、事務局と御相談致しますけれども、必要に応じて適時適切な情報を提供してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御静聴ありがとうございました。

【中山委員長】 御説明ありがとうございました。大変興味深く拝聴させていただきました。ただいま頂戴した御説明について、何か委員等から御質問等がありますでしょうか。よろしゅうございますか。せっかくの機会ですので。

じゃあ私から1つですが、HHIについて御説明がありましたけれども、海外はどうなっているかという把握はされているんですか。

【柴崎企画官】 海外のHHIの動向でございますか。

【中山委員長】 ええ。適正な競争率はこの程度だと、公正取引委員会との数字の比較等がありましたけれども、海外でこの分野ではどんな状況になっているのかお分かりになっているのかなと思ひまして。

【柴崎企画官】 海外のレポートでは、先刻御説明したHHIによる分析採用されてい

ることがうかがえますが、海外と国内の具体的な数値の比較は行っていないため、分析が難しいものとなっています。

【中山委員長】　　そうですか。よろしゅうございますか。大変ありがとうございました。参考になりました。それでは以上で議題5は終了させていただきます。柴崎企画官はここで御退席となります。ありがとうございました。

(柴崎企画官退室)

【中山委員長】　　それでは以上で本日の公開の議題は終了となります。傍聴者の皆様には、恐縮ですが御退室をお願い申し上げたいと思います。

(傍聴者退室)

<議題(6) あっせん事案について【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

<その他【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

<閉会【非公開】>

※ この部分については、非公開にて開催した。

以上